

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	9
許認可等の種類	病院の医師の宿直免除の許可			
根拠法令条例等・条項	医療法第16条ただし書、医療法施行規則第9条の15の2			
許認可等の概要	病院の医師の宿直免除の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第16条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>医療法施行規則第9条の15の2</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(平成30年3月22日医政発0322第13号)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			